

記 登 表 ・ 資 料 提 供		
月 日 曜 日	担 当 課 名	T E L
3 月 1 7 日 (金)	薬務課 血液・麻薬担当	088-621-2233

指定薬物を含む危険ドラッグの発見について

1 概 要

県では、危険ドラッグによる健康被害を未然に防止するため、県内等で流通・販売される製品を購入し、成分検査を行っています。

今般、インターネットで販売されている製品について、買い上げ調査を実施したところ、2製品から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）第2条第15号に規定する「指定薬物」が検出されました。

2 違反製品概要（詳細は裏面のとおりに）

1	製 品 名	sample-6 ブルーアイスプラス
	性 状	粉末
	検出成分	1－（4－フルオロフェニル）－2－（ピロリジン－1－イル）ペンタン－1－オン（通称：4-Fluoro- α -PVP）
2	製 品 名	sample-9 ハイテンション
	性 状	粉末
	検出成分	① 1－（4－フルオロフェニル）－2－（ピロリジン－1－イル）ペンタン－1－オン（通称：4-Fluoro- α -PVP） ② 2－（エチルアミノ）－1－（4－メチルフェニル）ペンタン－1－オン （通称：4-Methyl- α -ethylaminopentiofenone）

3 違反内容

医薬品医療機器法第76条の4違反

4 県の対応

- ・製品の発送元を所管する自治体に通報しました。
- ・徳島県のホームページ及びfacebook（徳島県危険ドラッグ110番）に製品名等を掲載し、摂取による危険性等を県民に周知します。
ホームページ：http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014102300157/
facebook：https://www.facebook.com/tokushima.kikendrug/timeline
- ・今後も試買調査等を通じて成分検査、指導取締りを行い、違反品の早期発見及び流通防止に努めます。

＜ 県 民 の 皆 様 へ ＞

当該製品は指定薬物を含むしており、所持、購入、譲受け、使用することは医薬品医療機器法により、禁止されています。万が一、当該製品をお持ちの方は、直ちに薬務課に申し出て、指示に従ってください。

また、当該製品の使用により、めまい、嘔吐、錯乱、衝動行動等の有害作用を発症することや、死に至ることもありますので、直ちに使用を中止して、健康被害が疑われる場合には医療機関を受診してください。

県民の皆様におかれましては、危険ドラッグに絶対にかかわらないでください。

指定薬物が検出された製品

	製品名	製造(輸入)者	販売店名及び所在地	検出された指定薬物	写真
1	sample-6 ブルーアイスプラス	不明	名称: AROMA-MARKET 所在地: 不明 (発送元: 東京都)	4-Fluoro- α -PVP (平成26年1月12日指定)	
2	sample-9 ハイテンション	不明	名称: AROMA-MARKET 所在地: 不明 (発送元: 東京都)	4-Fluoro- α -PVP (平成26年1月12日指定) 4-Methyl- α -ethylaminopentiofenone (平成26年1月12日指定)	